

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

教育長 飯 田 靖

説 明

この案を提出するのは、あいちの学び推進課の設置等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

## 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

多様化する教育ニーズに対応し、学校教育・社会教育を通じた教育政策全体を総合的・横断的に推進する体制を構築するため、生涯学習課と高等学校教育課高校改革室を統合し、「あいちの学び推進課」を新設するとともに、中高一貫教育に関する事務について「中高一貫教育室」を新設する。

また、総務課教育企画室が所管する教育振興基本計画等の事務を「あいちの学び推進課」へ移管、その他の事務を総務課本課へ移管し、「教育企画室」を廃止する。

これらの改正に伴い、「学習教育部」を「教育部」に、「教育管理監」を「教育改革監」に改正する。

### 2 改正の内容

別紙のとおり

### 3 施行期日

令和5年4月1日

(参考)

#### ◆組織の新旧比較◆

現 行	改 正 案
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">教育委員会事務局</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>— 管 理 部 —</p> <p>— 学 習 教 育 部 —</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>— 総務課</p> <p>— <b>教育企画室</b></p> <p>— <b>生涯学習課</b></p> <p>— 高等学校教育課</p> <p>— <b>高校改革室</b></p> </div> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">教育委員会事務局</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p>— 管 理 部 —</p> <p>— 教 育 部 —</p> </div> <div style="width: 50%;"> <p>— 総務課</p> <p>— <b>あいちの学び推進課</b></p> <p>— <b>中高一貫教育室</b></p> <p>— 高等学校教育課</p> </div> </div> </div>

#### ◆各課室の主な事務◆

課室名	主 な 事 務
あいちの学び推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育振興基本計画に関する業務</li> <li>・ 県立高等学校再編将来構想に関する業務</li> <li>・ 新たな時代に対応した定時制・通信制教育に関する業務</li> <li>・ 夜間中学校設置に関する業務</li> <li>・ 生涯学習に関する業務</li> <li>・ 社会教育に関する業務</li> </ul>
中高一貫教育室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中高一貫教育制度の導入に関する業務</li> </ul>

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

愛知県教育委員会教育長 飯田 靖

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項及び第三項中「学習教育部」を「教育部」に改める。

第五条第二項中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とし、第七項を第五項とする。

第六条の見出しを「（教育部に属する課）」に改め、同条第一項中「学習教育部」を「教育部」に、「生涯学習課」を「あいちの学び推進課」に改め、同条第二項中「生涯学習課」を「あいちの学び推進課」に改め、同項第九号を次のように改める。

九 教育振興基本計画に関する事。

第六条第二項に次の四号を加える。

十 県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関する事。

十一 教育改革の推進に関する事。

十二 中高一貫教育に関する事。

十三 教育部の他の課の主管に属しない事。

第六条第四項及び第五項を削り、同条第三項第十一号を削り、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 あいちの学び推進課に中高一貫教育室を置く。

4 中高一貫教育室においては、中高一貫教育に関する事務を処理する。

第十四条第二項の表中「学習教育部」を「教育部」に、「教育管理監」を「教育改革監」に、「生涯学習の振興及び学校教育」を「教育改革の推進」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(部の設置)

第四条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に管理部及び教育部を置く。

2 略

3 教育部においては、次の事務をつかさどる。

一 以下 略

(管理部に属する課)

第五条 略

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 二十 略

二十一 略

二十二 略

二十三 略

二十四 略

旧

(部の設置)

第四条 教育委員会事務局（以下「事務局」という。）に管理部及び学習部を置く。

2 略

3 学習教育部においては、次の事務をつかさどる。

一 以下 略

(管理部に属する課)

第五条 略

2 同上

一 二十 略

二十一 教育振興基本計画に関すること。

二十二 略

二十三 略

二十四 略

二十五 略

3| 総務課に教育企画室を置く。

4| 教育企画室においては、次の事務を処理する。

一| 教育委員会全般に関連する政策の調整並びに教育委員会全般に関連する事項の企画調整及び調査に関すること。

二| 教育振興基本計画に関すること。

- 3| 略
- 4| 略
- 5| 略

(教育部に属する課)

第六条 教育部に次の課を置く。

あいちの学び推進課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

保健体育課

ICT教育推進課

2 あいちの学び推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 八 略

九 教育振興基本計画に関すること。

十 県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関すること。

十一 教育改革の推進に関すること。

十二 中高一貫教育に関すること。

十三 教育部の他の課の主管に属しないこと。

3| あいちの学び推進課に中高一貫教室を置く。

- 5| 略
- 6| 略
- 7| 略

(学習教育部に属する課)

第六条 学習教育部に次の課を置く。

生涯学習課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

保健体育課

ICT教育推進課

2 生涯学習課においては、次の事務をつかさどる。

一 八 略

九 学習教育部の他の課の主管に属しないこと。

三 教育委員会の重要施策の企画に関すること。

四 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関すること。

五 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

- 4 中高一貫教育室においては、中高一貫教育に関する事務を処理する。
- 5 高等学校教育課においては、次の事務をつかさどる。
- 一 十 略

6 以下 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 略

2 前項に規定するもののほか、教育委員会は、次の表の組織欄に掲げる本庁の組織に、それぞれ同表職名欄に掲げる職員の職を置くことができ、その職はそれぞれ同表の職員の種類欄に掲げる職員をもって充て、その職務は、それぞれ同表の職務欄に掲げるとおりとする。

課 総括専門員以下 略	教育部	組織	
	教育改革監	職名	
	事務職員	職員の種類	
	の推進に関する事務を掌理する。	職務	上司の命を受け、教育改革

3 略

- 3 同上
- 一 十 略

十一 県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関すること。

4 高等学校教育課に高校改革室を置く。

5 高校改革室においては、県立高等学校の配置計画及び生徒の募集計画に関する事務を処理する。

6 以下 略

(職員の職及びその職務)

第十四条 略

2 同上

課 総括専門員以下 略	学習教育部	組織	
	教育管理監	職名	
	事務職員	職員の種類	
	の振興及び学校教育に関する事務を掌理する。	職務	上司の命を受け、生涯学習

3 略